

「六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドライン（素案）」に寄せられた区民意見に対する区の考え方

1 意見数

	件数
(1) 区民意見募集（郵送、インターネット等）により寄せられた意見 募集期間：令和4年6月1日～令和4年6月30日 人数：6人（区ホームページ5、ファクシミリ1）	9件
(2) 区民説明会での参加者意見 開催日：令和4年6月11日（麻布区民協働スペース、参加人数：16人） 令和4年6月14日（愛宕区民協働スペース、参加人数：13人） 開催回数：2回 参加人数：29人	7件
計	16件

※件数は、複数の内容を含んだ区民意見を分割した後の件数です。

2 意見への対応状況

1	意見を反映し、計画素案を修正したもの	1件
2	計画素案の記載の中で趣旨を反映しているもの	10件
3	計画素案では記述していないが、既存事業等に対応しているもの	2件
4	意見の内容が対応できないもの	2件
5	区政に対する要望等として受けたもの	1件
	計	16件

No.	項目	区民意見	区分	区の考え方	対応状況	関連頁
1	第4章 方針2 住宅・生活環境・防犯	住宅を整備しない開発により地区外へ転出してしまった人も多く、それに伴って町会がなくなってしまうか不安です。	説明会	区では、「港区開発事業に係る定住促進指導要綱」に基づき、延べ面積3,000平方メートル以上の建築物を建てる開発事業に対して、「良質な住宅」や「生活に便利な施設」の付置を求めています。 本ガイドラインでは、「多様なニーズやライフスタイルの変化に対応した便利で快適な生活を送るための良質な住まいづくり」や、「住み続けるために必要となる、生活利便施設等（スーパーマーケット、クリニック、交流施設など）の充実」（P. 44）を掲げ、本地区内において、町会活動の継続にもつながるよう、すべての人にとって快適に住み続けられる生活の場の確保と安全・安心に暮らせる環境づくりを推進します。	2	44
2	第4章 方針3 道路・交通	低炭素化に向けて、自転車と電動キックボードの導入は有効ですが、本エリア内は交通量が多いため、今後新設する道路については道路脇に自転車の専用通行帯を設けるべきだと考えます。	インターネット	区では、平成25年3月に策定した「港区自転車利用環境整備方針」に基づき、計画的に自転車走行空間整備を進めており、区道については、自転車ナビマーク・ナビラインなど道路幅員を考慮しながら整備をしています。本地区においても、本ガイドラインに示す通り、「安全で快適な自転車の利用環境を形成するため自転車走行区間」（P. 47）の整備を推進します。	2	47

3	第4章 方針3 道路・交通	現行計画における「自動車通路①」が、新たに区画道路として整備されることで本区画道路と東側で接続する道路の交通量が増加し、周辺交通にも大きく影響します。新たに区画道路を位置付けるにあたっては、本区画道路と東側で接続する道路の12m幅員確保に関する方針（開発にあわせて拡幅整備するなど）を明確にガイドラインで示して下さい。	インター ネット	本ガイドラインでは、「誰もが安全で快適に利用できる地区内交通環境を形成するため地区の東西南北をつなぐ道路ネットワーク」（P. 47）を整備するため、区画道路については、地形の形状等により、幅員の確保が困難な場合を除き、「基本的な幅員として、12mを確保」（P. 50）することとしています。	2	47 50 54
4	第4章 方針3 道路・交通	企業ビルに協力してもらい、この地区に車イスエレベーターや、バリアフリー対応のトイレを多数作って欲しいです。	ファッ クス	開発事業等の機会を捉え、本ガイドラインに示す「外国人、子育て世帯、高齢者などすべての人にとって快適に住み続けられる生活の場の確保と安全・安心に暮らせる環境づくり」（P. 43）や、「民間敷地とも連携した円滑な移動に寄与するバリアフリー化、誰にもやさしい案内・標識の充実」（P. 46）、「駅周辺の都市機能の更新にあわせて、駅と直結する広場やバリアフリー動線の整備」（P. 49）などを促進することで、誰もが住みやすい、バリアフリーに配慮したまちづくりを推進します。	2	43 46 49
5	第4章 方針2 住宅・生活環境・防犯	高齢者が住みやすいまちづくりについても行政として取組を検討して下さい。	説明会		2	43

6	第4章 方針3 道路・交通	現行計画における「自動車通路①」が、新たに線形の異なる区画道路として整備されることで周辺の土地の接道条件が変化し、資産価値が下落する可能性があり、当該変更については、反対します。	インターネット	本ガイドラインに示すとおり、「誰もが安全で快適に利用できる地区内交通環境を形成するため地区の東西南北をつなぐ道路ネットワークを整備」(P. 47)するため、当該道路を区画道路に位置付けています。 骨格となる道路ネットワークを整備することは、地区内の円滑な自動車交通環境の形成や安全で快適な歩行空間の形成に繋がることなどから、この方針をガイドラインで示しております。	4	47 54
7	第4章 方針3 道路・交通	整備が予定されている外苑東通りへの尾根道延伸や地区南側の東西の区画道路(六本木一丁目と神谷町をつなぐ道路)が開通すると、外苑東通り等に街宣車が進入する新たなルートとなってしまうのではないのでしょうか。住民の不安がないようにして欲しいです。	説明会	当該道路の開通に伴い、懸念される街宣車等の対策については、開通後に適切な対応がなされるよう、警視庁と調整してまいります。	5	54
8	第4章 方針4 緑・水	地区内に高齢者や障害者の方がゆっくりできる広場のようなスペースを設けてはどうでしょうか。広場には、バリアフリートイレを多数設け、地域の個人事業主が何か販売できるエリアをつくることも合わせて検討して下さい。	ファックス	ご意見をふまえ、本ガイドライン(P. 57)の中で、オープンスペースの創出に関して、「休息や憩いの場となる居心地の良い空間づくり」を推進することについて追記します。なお、本ガイドラインに示すとおり、「道路や公園などの公共施設と民間敷地の広場や空地などを一体的に活用したにぎわいを創出するイベントの実施や、マルシェの定期開催など、まちの空間を地域の人びとが楽しく使いこなす取組」(P. 42)を支援することで、地域の魅力・価値向上に資する空間形成に取り組んでまいります。	1	42 57

9	第4章 方針4 緑・水	「緑の軸」は概ね公道沿いに設定されていますが、一部、民間敷地内に設定されています。これらの整備にあたっては今後の開発計画を阻害するものではなく、これらの整備が都市計画上の貢献・評価項目として扱われるよう、ガイドラインで適切に表現して下さい。従来の自動車交通のための基盤整備から、生活者・利用者のための基盤整備（回遊軸・緑の軸）にシフトする考え方には賛同します。	インター ネット	本ガイドラインでは、「ゆかりある緑や開発とあわせた豊富な緑化空間をネットワーク化し、まち全体として緑の中に建築物があるような緑あふれるまちを創出」（P. 56）するため、道路や地区計画に位置付けのある通路等の状況を勘案し「緑の軸」を設定しています。本ガイドラインに、関係者の合意形成の下、位置付けられる「緑の軸」が機能するよう、開発事業者を指導・誘導してまいります。	2	56 60
10	第4章 方針5 防災	景観の観点から、電柱の地中化を進めて欲しいです。	インター ネット	区は、令和4年3月に策定した「港区無電柱化推進計画」に基づき、優先整備地域及び優先整備路線を選定し、区道における無電柱化を計画的に進めています。また、開発事業者に対し働きかけを行い、民間活力による無電柱化事業も推進しています。当地区においても、本ガイドラインに示す通り、「円滑な避難・退避や消防活動を可能とする無電柱化を推進」（P. 62）します。	2	62

1 1	第4章 方針7 脱炭素化	地区内で今後新設される建築物については屋上緑化と太陽光発電設備の設置を義務化するとともに高断熱なトリプルガラスなど徹底的な省エネ化も図って欲しいです。	インター ネット	区では、「港区みどりを守る条例」に基づき、公共施設・民間施設に関わらず一定面積以上の敷地の建築に際して、事前に緑化計画書の提出を求め、地上や屋上、壁面等への緑化基準に則った緑化を義務付けています。また、「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」に基づき、公共施設・民間施設に関わらず一定面積以上の建築物を新築、増築又は改築する建築主に対して、事前に建築物低炭素化計画書の提出を求め、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用などによる環境配慮の目標の達成を義務付け、建築物の低炭素化を進めています。本地区においても、本ガイドラインに示すとおり、「建築物の省エネルギー化とエネルギー利用の最適化」の促進や、「建築物の緑化（屋上、壁面）及びまとまりのある緑や緑道などの整備」（P. 67）を推進してまいります。	2	67
1 2	第4章 方針8 国際化・ 観光・文 化	この地区は「大使館」が集まっているため、それぞれの国の歴史、文化、現状を把握し、この地域から「未来の世界の姿」を発信していけたら良いと思います。	インター ネット	区では、大使館等との連携による国際交流を推進しており、港区内に立地する大使館等と協力し、海外の文化、伝統等を区内各所で紹介する「国際文化紹介展示」等を実施しています。本地区においても、本ガイドラインに示す「まちの魅力などの地域情報や観光情報を発信することで、シティプロモーションの強化」（P. 70）を推進し、「国際性豊かな本地区の魅力を国内外に積極的に情報発信し、世界とつながるグローバルなまち」（P. 69）を目指します。	2	69 70

1 3	第5章 エリア 別まち づくり の方針	東、西、南エリアは住宅や居住環境について説明がありましたが、北エリアは住宅や居住環境についての説明がありませんでした。再開発をしていない残された地域に住んでいる者としては不安に感じます。	説明会	第5章の「エリア別のまちづくりの方針」では、エリアの特性に応じた主な土地利用の方向性を示しております。 本地区は全域を対象として、本ガイドラインで示すとおり、「緑あふれる地区の魅力を生かしながら、国際水準の業務、住宅、宿泊、文化・交流など多様な都市機能を誘導し、国際交流拠点にふさわしい誰もが活動しやすく快適に暮らせる複合市街地の形成」(P. 41)を図ってまいります。	2	4 1 7 9
1 4	その他	地区内の私道の一部が荒れていて非常に歩きにくいです。何かしらの方法で整備して頂き、住みやすい環境をつくってほしいです。	説明会	私道は所有者の財産であることから、所有者の責任において、維持管理していただくこととなります。適切な維持管理にあたって、区では、所有者の申請に基づき、簡易な舗装、排水施設の新設、補修工事等を施工しています。また、防犯灯の修繕等に要する費用の一部を補助しています。 今後とも各種制度等に関する必要な情報の提供に努めてまいります。	3	-
1 5	その他	自治会が休会しており道路の路面ががたがたしている箇所があるほか、街路灯が消えている箇所もあります。休会している町会に対して、協働推進課からもフォローして欲しいです。	説明会		3	-
1 6	その他	国際情勢が不安定になってきています。他国からロケットが飛んできた場合の避難場所として利用できるような施設の整備を進めて欲しいです。	説明会	国民保護法において、武力攻撃事態等における避難施設については、都道府県知事が指定することとされており、東京都において、避難施設の指定が進められています。区としては、国や東京都等の動向を注視するとともに、連携協力してまいります。	4	-